

お知らせ

同時資料提供先

岡山県政記者クラブ
倉敷市記者クラブ

～高梁川河口域の安全・安心のために～

第3回 高梁川河口域高潮対策調整会議を開催します

平成16年8月に来襲した台風16号により、岡山県下の沿岸各地で既往の最高潮位を越える高潮が発生し、越水・越波等により県下各所で甚大な浸水被害が発生しました。高梁川河口域においても、大潮の満潮と台風の最接近時間が重なり、各所で越水、越波によって多くの民家、工場施設あるいは港湾施設等の浸水被害が発生し、社会的・経済的に大きな影響を及ぼしました。

今後の高潮対策をスムーズに推進するため、課題や対策、当面の整備目標などを調整することを目的とした「第3回 高梁川河口域高潮対策調整会議」を別添のとおり開催します。



第2回 高梁川河口域高潮対策調整会議
(平成19年2月19日)



倉敷市玉島乙島地区の越波状況
(平成16年8月30日 台風16号)

【問い合わせ先】

国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所

電話番号 (086) 223-5101 (代表)

FAX (086) 234-2298

(担当) 副所長(技術) うえだ 植田 みつあき 光明 (内線 205)

河川環境課長 とちざわ 友沢 しんいち 晋一 (内線 361)

第3回 高梁川河口域高潮対策調整会議

次 第

日 時:平成20年3月21日(金)

14:00~15:30

場 所:倉敷市玉島支所

(特別会議室)

1. 開会挨拶 (議長:岡山河川事務所長)
2. 出席者紹介等
3. 議 事
 - 1) 規約の改正 (事務局)
 - 2) 高潮堤防事業について (岡山河川事務所)
 - 3) 乙島水位(潮位)観測所設置による水防警報発表について(岡山河川事務所)
 - 4) 企業による新たな高潮対策事業 (株式会社 クラレ)
 - 5) 臨港道路計画について (宇野港湾事務所)
4. その他
5. 閉 会

事務局 : 岡山県 土木部 港湾課

国土交通省 岡山河川事務所 河川環境課

高梁川河口域高潮対策調整会議

設立趣旨

平成16年8月に来襲した台風16号により、岡山県下の沿岸各地で既往の最高潮位を越える高潮が発生し、越水・越波等により県下各所で甚大な浸水被害が発生した。

高梁川河口域においても、大潮の満潮と台風の最接近時間が重なり、過去の記録を大幅に上回る潮位となったことにより、各所で越水・越波によって多くの民家、工場施設あるいは港湾施設等の浸水被害が発生し、社会的・経済的に大きな影響を及ぼした。また、海岸堤防・河川堤防等も直接被害を受け、同様規模の高潮に対する施設の整備や強化の必要性が、あらためて認識させられた。

関係各機関では、台風16号被害以降、再度災害防止のための対策が講じられているが、近年の長期的な潮位の上昇傾向、また海水温の上昇による大型台風の発生頻発傾向を考えれば、今後も同様の高潮被害が発生することが懸念される。

今後、高潮に対する備えを充実させることは、沿岸地域の安全・安心の確保のために急務である。そこで、高梁川河口域における各施設管理者等関係機関が連携し、今後の高潮対策をスムーズに推進するため、高潮計画や当面の整備目標、周辺の関連する整備計画、当該箇所における課題などを調整し、もって高梁川河口域の安全・安心に寄与することを目的とする。

高梁川河口域高潮対策

調整会議規約

(名称)

第1条 本会は、「高梁川河口域高潮対策調整会議」(以下「調整会議」という。)と称す。

(目的)

第2条 本調整会議は、高梁川河口域における各施設管理者等関係者が連携して今後の高潮対策を推進することで、高梁川河口域の安全・安心に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 調整会議は、議長及び会員を持って組織する。

2. 会員は、以下の者で構成する。なお、調整する議題等により必要に応じて調整会議会員の総意に基づき、会員を追加することが出来る。

会 員

(株)クラレ倉敷事業所	総務部課長代理
JFE鋼板(株)玉島製造所	総務室長
中国精油(株)水島工場	業務グループリーダー
中国電力(株)玉島発電所	総務課長
倉敷市 経済局	参与
岡山県 土木部	港湾課長
岡山県 備中県民局	水島港湾事務所 所長
国土交通省 岡山河川事務所	所長

3. 議長は、会員の互選によって決定する。
4. 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する会員がその職務を代行する。

(議事等)

第4条 調整会議は議長が召集する。

2. 調整会議は、専門的な事項を検討する必要がある場合には、会員以外の専門的な知識を有する者に出席を求めることが出来る。
3. 調整会議は、当面右岸側の高潮対策についての調整を優先することとし、左岸側については、右岸側の高潮対策に関する調整が終わった後に実施する。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、岡山県土木部港湾課・国土交通省岡山河川事務所河川環境課に置く。

2. 事務局は、会議資料の作成、議事録のとりまとめを行う。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正は、会員の総意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、調整会議の運営に関する必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

(付則) この規約は、平成18年8月25日より施行する。